

2012年10月23日 平成24年度第2回政府税制調査会
会議録より

論させていただきたいかと思っておりますが、国土交通省としましては、波及効果は十分期待できまして、建設投資も拡大するものと考えております。逆に本特例がなくなりますと我が省の試算では約5,000億円のマイナスが生じるのではないかという試算値も持っておりますので、是非数字で一度前提条件も詰めながら御議論させていただければと思います。

よろしくお願ひします。

○綱屋財務大臣政務官

よろしくお願ひします。

○大久保財務副大臣

櫻井副大臣、お願ひします。

○櫻井厚生労働副大臣

先ほども申し上げましたが、印紙税というのはこうやってかなり理不尽なのです。ですから是非、印紙税の抜本的な見直しをお願いしたいと思います。

○大久保財務副大臣

最後に、復興庁からヒアリングを行いたいと思います。

黄川田副大臣、お願ひします。

○黄川田復興副大臣

それでは、本日の締めの復興庁であります。皆さんも次の日程がおありでしょうか、よろしくお願ひいたします。

復興庁としては、被災地公共団体からの御意見も踏まえつつ、平成25年度税制改正要望において既存の措置に加えて必要な、東日本大震災からの復旧・復興に係る税制上の特例を要望いたしたいと思っております。

最初に福島の復興・再生に係る税制について、改正要望が2点ございます。いずれも復興庁と経済産業省の共同の要望でございます。

1つ目は「避難解除区域に係る特例措置の避難指示解除準備区域等への拡大」であります。資料は1ページを御覧いただきたいと思います。

本年4月以降、順次避難指示区域の見直しが行われ、新たな区域が導入されております。例えば「避難指示解除準備区域」は年間積算線量が20ミリシーベルト以下となることが確実で、製造業等の事業再開が柔軟に認められます。現在約58の事業所が事業を再開しております。これを踏まえまして、避難解除区域に係る特例措置を「避難指示解除準備区域」等にも適用することを要望いたしたいと思っております。

2つ目は「避難解除区域等に係る特例措置の新規事業者への適用」であります。資料は2ページでございます。

現行の特例措置は、主に東日本大震災発生時に避難解除区域に事業所を有していた事業者の事業再開促進に主眼を置いておりますが、失われた雇用の回復のためには何といっても新規事業者の誘致も必要であります。そのため、特例措置を新規事業者に

適用することを要望いたしております。

次に、復興特区制度に関する要望についてであります。

まず、特別控除の適用による被災者のための住宅団地用地の確保の推進のための特例についてであります。これは復興庁と国土交通省の共同要望でございます。資料は3ページ目であります。

緊急性あるいは公共性が高い東日本大震災の被災地における住宅整備は、円滑かつ迅速に進める必要がございます。しかしながら、多くの土地を短期間に集中して取得しなければならず、住宅適地が少ない中で代替地の確保が難しいことから、地権者は用地の提供は、収用に近い認識を持っております。一方で、用地によって特別控除の適用に差が生じる事例が存在するため、地権者間に不公平感があり、様々な課題がございます。

そこで、復興整備計画に位置付けられた防災集団移転促進事業等の事業により移転・整備する住宅団地の用地に供するために、土地が地方公共団体に買い取られた場合において、一律に譲渡所得について5,000万円の特別控除が適用されるようにすることにより、移転先用地の買収の円滑な推進を図るものであります。

なお、この要望は宮城県からの復興特区法に基づく新たな措置に関する提案を受けて行うものでございます。

この他、復興特区法第42条に基づき「地域の課題の解決のための事業」を行う株式会社に対する出資に所得控除が適用される制度がございますが、この制度の対象となる地域の課題の解決のための事業に「再生可能エネルギー源を活用した小規模なエネルギーの供給に関する事業」及び「虐待を受け、又は受けているおそれのある障害者の迅速かつ適切な保護を行う施設又は設備の整備又は運営に関する事業」、この2つの事業の追加を要望いたしたいと思っております。資料は4ページと5ページでございます。

それから「東日本大震災事業者再生支援機構」、「産業復興機構」が支援する事業再生に対する「企業再生税制」と同等の措置の適用を求める要望について、御説明いたしたいと思います。資料は6ページでございます。

両機構は東日本大震災の被災事業者が事業再生を図るに当たり、企業債務が負担となって新規資金調達が困難となる、いわゆる二重債務問題の処理のため、金融機関等から被災事業者向けの債権を買い取って債権放棄等を行い、被災事業者の事業再生を図ることを目的としております。

しかしながら、債権放棄を行った場合には、債務者に債務免除益が発生いたしまして、課税対象となるため、これから事業再生を図ろうとする被災事業者にとって大きな負担となります。

本要望は、東日本大震災事業者再生支援機構または産業復興機構が支援する被災事業者の事業再生においては当該機構が単独で債権放棄を行う場合も含め、資産の評価

損の損金算入やこれも期限の経過により、本来損金として算入できなくなった欠損金である期限切れ欠損金の青色欠損金に優先した利用によって債務免除益と相殺し、被災事業者の課税負担削減を求めるものでございます。

また、東日本大震災事業者再生支援機構については、債権の買い取りに伴う不動産担保の移転登記に当たって、登録免許税が免除されているところ、当該免除のための手続の簡素化についても要望いたしたいと思います。資料は7ページでございます。

最後であります。資料は用意してございませんが、消費税率引上げに関連する要望について御説明いたします。

被災者の住宅取得については現在、被災者生活再建支援金の支給など、様々な支援措置を講じておりますが、社会保障と税の一体改革との関係では法案の提出時に、「消費税の税率引上げに当たっても住宅を失った被災者の方々が恒久的な住まいを確保する際には、地域全体のまちづくりを進める中で支援を行うなど、被災者の方々の負担緩和への配慮を行う」などの方針を閣議決定したと思っております。この方針に沿つて被災者の方々の生活の再建に支障が生じることがないよう、負担軽減策を要望いたします。これは復興庁と国土交通省の共同の要望でございます。

最後の最後であります。これまた資料を用意しておりませんが、津波被災地域における固定資産税等について発言いたしたいと思います。

現在、津波により甚大な被害を受けた区域として、市町村長が指定した区域内の土地家屋について固定資産税等の課税免除が可能となっております。当該特例措置は平成24年度までの措置となっておりますので、津波被災地域における平成25年度以降の固定資産税等の課税のあり方について、政府税制調査会において大いに議論をしていただきたいと思っております。

蛇足でありますけれども、私も浸水区域に土地を持っておりまして、23年度、24年度と非課税措置となっております。浸水区域外は課税対象となっておりまして、税金を納めております。

以上であります。

○太久保財務副大臣

ありがとうございました。

それでは、復興庁の要望について御質問、御意見がございましたら举手をお願いします。

それでは、網屋大臣政務官、お願いします。

○網屋財務大臣政務官

財務当局から1つだけ。

復興については政府を挙げてサポートしたいということでございますので、税制だけではなく制度の見直しですか予算措置とか、全部内部でも全体的にどういうことができるかという議論をまた一緒にやらせていただければと思っていますので、よ